| NO. | 資料名 |
|-----|--|
| 1 | 初回訪問質問シート 被災者世帯を最初に訪問した時に使用するシートです。初回訪問のポイントは17ページ を参照ください。この質問シートの項目(全部出なくてもよい)を参考にして聞き取りを行 います。 |
| 2 | 生活支援シート(世帯の基本情報) 対象世帯を支援していく上で必要となる、世帯の基本情報は事務所にてまとめていきます。 一度に埋めるのは難しいですが、支援しながらチェックします。被災状況などに応じてその 世帯が活用できる被災者支援制度や、受け取れる給付などが明確にもなります。 |
| 3 | 個別支援シート 支援対象世帯の中に、要介護や障がいなど、特別に気にかけておくべき家族がいる場合、別 途にその人だけの状況を把握していきます。介護事業者、特にケアマネジャーとの連携もと りながら支援を進めていくことになります。 |
| 4 | 支援・経過記録 支援活動には訪問だけでなく、電話や手紙、ポスティング、同行支援などがありますが、い つどのような支援を行ったか、支援経過を記入していきます。ケア会議など支援者間で会議 をする時など、途中経過を説明する時に必要となります。 |
| 5 | 地域支え合いセンター活動状況実績報告書(月報) 毎月の地域支え合いセンターの活動状況をまとめて、市町と県行政を経由して、厚生労働省 に報告する様式です。愛媛県用に修正していますが、全国的にこういう様式となっていま す。厚生労働省はこの報告書を見て、対象世帯数の変動や活動状況を把握します。 |
| 6 | 地域支え合いセンター活動状況実績の記載要領 5の活動状況実績を記載するにあたっての要領です。まず、記入する数字については日々の 活動結果から算出しますが、その活動をどこの件数としてカウントするのかの基準が書い てあります。被災を受けて活動する他市町の地域支え合いセンターと同じ基準で記載され ていくことが、全体としての活動を把握するためにも必要です。 |
| 7 | 相談内容例(このような相談が上がってきます) 同じく、5の活動状況実績の相談内容について、相談内容ごとに例を出しています。これ以外にも様々な内容で相談が寄せられますが、項目ごとに分類する時などの参考にしてください。 |
| 8 | 市町生活再建支援金・義援金・見舞金 配分状況 災害で被災して罹災証明を取得すると、生活再建支援金・義援金・見舞金が支給されます。 具体的な内容は28ページに記載しています。支援者が被災者を支援する時には、被災世帯 がどれぐらい給付を受けているのかを知っておくことが、支援する側としても必要とな ります。生活相談員は制度を理解し、特に金銭的な内容であるこの配分状況について認識し ておくことが望まれます。 |

| | カリタス引越し支援 説明パンフレット |
|----|---|
| | 31ページに記載している、愛媛県独自の引越し支援制度です。生活再建が進み、建設型応 |
| 9 | 急仮設住宅やみなし型応急仮設住宅などを退去される被災世帯の内、引越し支援対象とな |
| | る世帯にはこのパンフレットを渡して、支援内容について説明します。 |
| | 愛媛県カリタス引越し支援に伴う役割分担表 |
| | カリタス引越し支援を行う時の役割分担表です。応急仮設住宅入居の被災世帯との窓口は |
| 10 | 市町地域支え合いセンターになりますが、県地域支え合いセンターとJVOADがそれぞ |
| | れの役割を担い、実際の引越し業務はイナミ引越サービスが行います。カリタス基金を活用 |
| | するので、適切に処理を進めていきます。 |
| | 被災者支援制度 各市町の担当部署一覧 |
| | 生活支援相談員など地域支え合いセンターの職員は、被災者から相談を受けると、可能な |
| 11 | 相談内容については自ら支援できますが、行政の機関・部署に繋ぐことも大きな仕事です。 |
| | 市町によって業務内容が異なるので、どの部署が担当するのかを把握しておくことが必要 |
| | ट्रं. |

市町地域支え合いセンターのチラシ及び社協だより

| 12 | 大洲市地域支え合いセンターチラシ(開所のおしらせ) |
|----|---------------------------------|
| 13 | 大洲市地域支え合いセンター社協だより (開所の案内) |
| 14 | 八幡浜市地域支え合いセンターチラシ (開所のおしらせ) |
| 15 | 西予市地域ささえあいセンター社協だより(開所から半年経過後) |
| 16 | 宇和島市地域支え合いセンター社協だより(開所から1年経過後) |
| 17 | 西予市地域ささえあいセンター社協だより(開所から1年半経過後) |
| 18 | 宇和島市地域支え合いセンターだより (開所から2年半経過後) |
| 19 | 八幡浜市地域支え合いセンターチラシ(閉所のおしらせ) |
| 20 | 八幡浜市地域支え合いセンター社協だより(閉所式) |
| 21 | 大洲市地域支え合いセンター社協だより (閉所のおしらせ) |

| | | | 初回 | 訪問質 | 問シート | | | | |
|---------|------------|------------|---------|-------|--------|---------------|------------|-------|----------|
| No | | 訪問日 | | | 訪問者 | | | | |
| 面会者のお名前 | | | (|)歳 | □男 □女 | 世帯主名(続柄) | (| |) |
| 住所 | ₹ | | | | | 電話番号 | | | |
| 住居区分 | □建 | 設型仮設 | □みなし型仮設 | □公営住 | 宅 □在宅 | □その他(| | |) |
| 被災住所 | ₹ | | | | | □持家 □ □その他 | 〕戸建借家 (| □集合住宅 | 記借家) |
| 同居家族 | | | | | | | | | |
| 罹災証明 | □澹 | | □未申請 | | | | | | |
| 罹災状況 | □全 | 達 [| □大規模半壊 | □半壊 | □一部扎 | 員壊 □ | 被害なし | | |
| ●日常生活 | | | こと | | | □ある | □ない | | |
| ●睡眠は | <u>とれて</u> | <u>いるか</u> | | | | 眠れている | | れない | |
| ●体調の | 悪い人 | はいない | か | | | □いる | □いな | l'\ | |
| ●心配なり | こと、 | 不安なこ | とは | | | □ある | □ない | ` | |
| | | | | | | | | | |
| 今後の対 | 対応 | □問題 | なし □見守り | 必要 □- | 早速、つなる | ぎが必要(| | |) |
| 特記事 | 項 | | | | | | | | |

生活支援シート(世帯の基本情報)

| | _ | |
|---|-----|--|
| N | () | |
| | | |

| NO. | | _ | | | | | | | | |
|----------------|---|---------------------------------------|-------|------|----------|----------------------|--------|----------|----------|--|
| | (初回訪問日) 年 月 | | | | | | | 日 | | |
| 氏名 | 年齢 | 生年月日 | 性別 | 続柄 | 世帯主 | 備考(勤務先 | ・学校等) | 電話番号 | 接種 | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 1 | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 現住所 | ₹ | | | | 住居 | □建設型仮設 | 设住宅 □み | みなし型仮設住宅 | | |
| りしエバ | | | | | 区分 | □公営住宅 | □在宅□□ |]その他(|) | |
| 前住所 | ₸ | | | | 住居 | □持ち家 □ |]戸建て借家 | 凤 □集合住宅借 | 家 | |
| (被災住所) | | | | | 区分 | □その他(| | |) | |
| 罹災状況 | □全壊 | □大規模 | 半壊 | □半壊 | [|]一部損壊 | □被害な | L | | |
| 制度利用 | □公費 | 解体申請済み [| □公費解· | 体未申請 | <u> </u> | 芯急修理制度使 | 用 □応: | 急修理制度未使用 | | |
| | □一人 | 、暮らし(別居の) | 家族なし |) | 人暮らし |) (別居の家族 | あり) | | | |
| 家族構成 | □高齢 | 諸・障がい者のる | みの世帯 | □高 | 齢者・阝 | 章がい者がいる ⁻ | 世帯 | | | |
| 特記事項 | □母子 | 子・父子世帯 [| □乳幼児 | がいる世 | :帯 [| □その他(| | |) | |
| | ロペッ | トがいる(| | | | | | |) | |
| 世帯の収入 | □就労 | □就労収入 □年金 □生活保護 (収入に変化は □あった □なかった) | | | | | | | | |
| 及び就労状況 | □就労 | 中 就労者(| | • | |) □自営業 | □求職中 | (|) | |
| 家族・親族状況 | □全員 | 無事 □死傷= | 者あり | □連絡 | が取れた | ない | | | | |
| 仮設入居前の 避難状況 | □避難 | 上 □福祉避難済 | 听 □緊 | 急入院・ | 入所等 | □その他(| |) | | |
| 生活再建支援金 | □基礎 | | □基礎 | 支援金未 | :申請 [| | 請済み | | I請 | |
| | □申請 | 請済み □未申請 | | | | | | | | |
| 災害弔慰金 | □支給 | 済み □未支給 | □対象 | 外 | | | | | | |
| 災害見舞金 | □支給 | 済み □未支給 | □対象 | 外 | | | | | | |
| 貸付金 | □申請 | 計中 □受給済み | □申請 | 受給の予 | ·定なし | 受給内容(| | |) | |
| | 住宅の |)再建方法・再建均 | 場所が | □決ま | っている | る □決まっ [*] | ていない | | | |
| | □新築 | ♀ (元場所) □ □ = | 新築(移 | 転) 🗆 | 従前住5 | 它の修繕 □中・ | 古住宅購入 | □公営住宅入居 | <u> </u> | |
| 分包围进 | □災害復興住宅入居□□現賃貸継続入居□別賃貸入居□□親族の所に同居□□福祉施設入居 | | | | | | | | | |
| 住宅再建計画 | □高齢 | 者向け住宅入居 | □福祉 | 施設入所 | □そ0 | か他 (| |) | | |
| | 再建: | 方法が 決まって | | | | | | | | |
| | いな | い場合の課題 | | | | | | | | |
| | | | | | | | 地区 | 担当民生児童 | 委員 | |
| 特記事項 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

| | 個別支援シート | | | | | | | |
|---------------------------------------|---|--|--|--|--|--|--|--|
| NO. | | | | | | | | |
| | 初回訪問日 年 月 日 | | | | | | | |
| フリガナ | 性別 | | | | | | | |
| 名前 | 年 月 日 | | | | | | | |
| 主治医と | 医院名 主治医 | | | | | | | |
| 現在の | 住所 電話番号 | | | | | | | |
| 受診状況 | □週1回 □月2回 □2~3か月に1回 □行けなくなった □その他(| | | | | | | |
| 既往歴 | □高血圧 □心疾患 □脳血管疾患 □糖尿病 □腎臓病 □肝疾患 □高脂血症 □精神疾患 □その他(| | | | | | | |
| 内服状況 | □薬を飲んでいる(薬の名前) □薬は飲んでいない □薬を飲めなくなった | | | | | | | |
| 障害区分 | □身体障害 □知的障害 □精神障害 □その他() | | | | | | | |
| 手帳 | □あり (級) □なし | | | | | | | |
| | □要介護 □要支援 □未申請 □自立 介護者 □あり □なし | | | | | | | |
| 要介護 | 要支援(□1 □2)要介護(□1 □2 □3 □4 □5) 介護者名 | | | | | | | |
| ケアマネ事業所 | 担当者 電話番号 | | | | | | | |
| 介護サービス | □デイ・デイケア □訪問介護 □訪問リハビリ □ショートステイ □施設入所 | | | | | | | |
| 利用状況 | 主な利用事業所 | | | | | | | |
| 特記事項 | | | | | | | | |
| NO. | | | | | | | | |
| フリガナ | 初回訪問日 年 月 日 | | | | | | | |
| 名前 | 性別 | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 主治医と 現在の | 住所 | | | | | | | |
| 受診状況 | □週1回 □月2回 □2~3か月に1回 □行けなくなった □その他() | | | | | | | |
| | □高血圧 □心臓病 □脳卒中 □糖尿病 □腎臓病 □高脂血症 | | | | | | | |
| 既往歴 | □その他(| | | | | | | |
| 内服状況 | □薬を飲んでいる(薬の名前)□薬は飲んでいない □薬を飲めなくなった | | | | | | | |
| ————————————————————————————————————— | | | | | | | | |
| 手帳 | □あり (級) □なし | | | | | | | |
| | □要介護 □要支援 □未申請 □自立 介護者 □あり □なし | | | | | | | |
| 要介護 | 要支援(□1 □2)要介護(□1 □2 □3 □4 □5) 介護者名 | | | | | | | |
| ケアマネ事業所 | 担当者 電話番号 | | | | | | | |
| 介護サービス | □デイ・デイケア □訪問介護 □訪問リハビリ □ショートステイ □施設入所 | | | | | | | |
| 利用状況 | 主な利用事業所 | | | | | | | |
| 特記事項 | | | | | | | | |

支援・経過記録

| +14 | | d d | | | |
|-----|-------|-----|----------|--|-------------|
| メリシ | 象世帯 | 白 | 支援分類 | □生活再建可能世帯 □日常生活支援世帯 □住まいの再建支援世帯 □日常生活・住まいの再建っ | - |
| | | | 住居区分 | □住まいの再建文振世帝 □□吊生活・住まいの再建3 □建設型仮設 □みなし型仮設 □公営住宅 □在宅 | |
| | | | <u> </u> | □左双王以政 □かなし至以政 □公呂住七 □仕七 | |
| 年 | 月 | 日 | 支援方法 | | 支援者 |
| + | Л | ш | 又扱刀压 | LIT | 又 扳有 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

地域支え合いセンター活動状況実績報告書(月報)

| | 1 | ī | _ | | | ī | | | |
|----------------------------|------------------|----------|-----|--------------------|--------|---------------|-------------|----------|------------|
| | 年 | | 月 | 分 | 市田 | 打名 | | 記入者 | |
| 1 基礎情報 (1)支え合いセンター相談員数等 | | | | | | | | | |
| 職員種別 | | ンター長 | | 管理者 | | コーディネー | ター 生活支持 | 援相談員 | 計 |
| 人数 | | | | | | | | | 0 |
| (2)支援対象世帯 | | | | | | | | | |
| | 数/支援対 | 象 | | 建設型仮 | 設 | みなし仮設 | 在宅 | その他 | 計 |
| | 世帯数 | | | | | | | | 0 |
| 2 支援類型別支 | 摇 件数 | | | | | | | | |
| | 分/対象 | | | 建設型仮 | 設 | みなし仮設 | 在宅 | その他 | 計 |
| 訪問 | . /] / / .] %/ | | | 是版主体 | , ц.х. | 07 13 O 12 12 | <u> </u> | C 07 E | 0 |
| 電話 | | | | | | | | | 0 |
| 来所 | | | | | | | | | 0 |
| その他 | | | | | | | | | 0 |
| C 47 E | 計 | | | 0 | | 0 | 0 | 0 | Ö |
| | | | | | | v | <u> </u> | <u> </u> | . • |
| 3 相談内容 ※ | | | | 7 李 元 7 平 1 / 一 | =л. | 7. 4× /⊏=n. | | 7011 | 1 =1 |
| | 内容/対象 | K | | 建設型仮 | 設 | みなし仮設 | 在宅 | その他 | 計 |
| 家族関係 | | | | | | | | | 0 |
| 経済面 | | | | | | | | | 0 |
| 居住関係(仮設) | | | | | | | | | 0 |
| 居住関係(再建) | | | | | | | | | 0 |
| 就労関係 | | | | | | | | | 0 |
| 介護・福祉関係 | | | | | | | | | 0 |
| 健康・医療関係 | | | | | | | | | 0 |
| その他 | | | | | | | | | 0 |
| | 計 | | | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 4 他機関へのつ | なぎ件数 | ※複数回 | 答可 | | | | | | |
| 他相 | 幾関/対象 | | | 建設型仮 | 設 | みなし仮設 | 在宅 | その他 | 計 |
| 行政 | | | | | | | | | 0 |
| 社会福祉協議会 | | | | | | | | | 0 |
| 地域包括支援セン | ンター | | | | | | | | 0 |
| 介護事業所 | | | | | | | | | 0 |
| 障害者支援事業所 | · 近 | | | | | | | | 0 |
| 子ども・子育てき | 支援機関 | | | | | | | | 0 |
| 医療機関 | | | | | | | | | 0 |
| 就労支援機関 | | | | | | | | | 0 |
| 民生委員・児童 | 委員 | | | | | | | | 0 |
| その他 | | | | | | | | | 0 |
| | 計 | | | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 5 地域住民相互 | の交流促り | 4 筆を図る | ナか | の取組等 | | | | | |
| サロン活 | | | | 舌動支援 | | 仮設住室等 | 上地域の交流 | その他(住民向 | け研修・イベント等) |
| | <u>。</u> §加人数 | 回数 | | 参加人数 | 約 | 回数 | 参加人数 | 回数 | 参加人数 |
| | · //= / \2A | <u> </u> | | > /JH / \3 | ^ | <u> </u> | 2 114 / 134 | | 2 //2/ /2/ |
| 0.70/1.0771 | LINNER. | | | | | | | • | |
| 6 その他の活動 | | | 1 | TΠ l/+ | | | | アカル | |
| 外部との連絡会 | · | | | 研修 | | | | その他 | |
| 7 支援困難ケー | | | | | | | | | |
| (支援困難なケー | ·人L 複合詞 | ₹越・長期₿ | 的文書 | _{菱寺} 」、その |)他;; | 古朝の特記事場 | 貝や報告・共有 | 事項など) | |
| | | | | | | | | | |

参考資料 No.6

【記載要領】

- ・「支援類型別支援件数」には、支援の種類別の合計件数を支援対象毎に記載。(月毎)
- ・「相談内容」には、訪問、電話、来所等で相談のあった件数を内容毎に記載。(月毎) (区分は、以下の「相談内容例一覧」を参考にしてください) ・相談内容が複数ある。(日本)
- ・「他機関へのつなぎ件数」には、つなぎ先毎に、他機関へつないだ件数の合計件数を支援対象 毎に記載。(月毎)
- ・つなぎ先が複数ある場合には、1件に纏めるのではなく、つなぎ先毎に件数をカウントすること。・支援困難ケース(自由記載)には、複合的な課題を抱えている、長期的な支援が必要等、解決 が困難な事例について記載 (枠は適宜追加してください)

【相談内容の例一覧】

家族関係・・・家族との不和、死別・離別、子育ての関係、孤立、身元保証人の不在

経済面・・・経済的困窮、経済的な不安

居住関係 (仮設)・・・仮設住まいへの不満 居住関係 (再建)・・・今後の住まいの再建に関する不安

就労関係・・・離職、再就職、仕事でのトラブル 介護・福祉関係・・・高齢者の介護、身体的病気・障がい、精神的病気・障がい 健康・医療関係・・・健康の不安、心身の不調

その他・・・人間関係のトラブル 等

相談内容例(このような相談が上がってきます)

| | 離婚問題や親子不和などで、家族の関係がうまくいっていない。 |
|---|---|
| 家族関係 | 家族とは疎遠で最近は連絡も取っていない。 |
| | 環境が変わって、子供が不登校になっている。 |
| | |
| | 子供や高齢者に虐待している者が家族の中にいる。 |
| | 配偶者暴力や子供の家庭内暴力。 |
| | 孤立・孤独を感じる。一人ぼっちで生きている。 |
| | 身元保証人を頼もうにもそれらしき人はいない。 |
| | 生活費が不足している。学費が支払えない。 |
| 経済面 | 税金・保険料などの免除は受けれないか。 |
| ,, | 安定した収入がない。借金がある。支払い滞納がある。 |
| | |
| | 修繕などでお金を使い、今後の生計が不安。 |
| | 再建したいが、資金がない。 |
| | 仮設住宅の設備が壊れたり不便なので、修繕してほしい。 |
| 居住関係 | 子供が落ち着いて勉強する環境でない。 |
| (仮設) | 近隣と交流がなくて寂しい。 |
| (,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | 隣の住人の足音や音量など騒がしい(近隣トラブル)。 |
| | 地域や仮設の住民になじめず孤立感がある。 |
| | |
| | 仮設住宅入居期間延長はできないのか。 |
| | ペットと一緒に住みたい。 |
| | 交通の便が悪いので、買物や通院が不便である。 |
| | 再建支援金等の申請をしていない。 |
| 居住関係 | 住宅建築の検討をしている。 |
| (再建) | 現在、修繕及びリフォームをしている。 |
| (1742) | |
| | 公費解体は申し込んだが、順番がこない。職人不足で工事遅れている。 |
| | 建売住宅購入を検討している。賃貸住宅に入居検討している。 |
| | 住んでいた所は立ち退き区域で自宅再建出来なくなった。 |
| | 生活再建の見通しがつかない。(目標も見えない) |
| | 災害公営住宅への入居を考えている。 |
| | 会社を退職し、失業中である。求職活動を行っている。 |
| | 収入が減っている。 |
| 就労関係 | つる人の がっている。 農業の申請手続きや、中小企業事業者の申請手続きが分からない。 |
| M.刀呙爪 | |
| | 仕事でのトラブルがあった。 |
| | 要介護認定の申請をしたい。介護保険サービスを利用したい。 |
| 介護 | 認知症が進んできて、徘徊も時々ある。 |
| 福祉関係 | 介護に疲れている。 |
| | 災害で障がいを負ってしまった。 |
| | 引きこもりである。出かける場所はない。 |
| | ストレス、うつ病。PTSD、フラッシュバック。 |
| //=h (=h= | |
| 健康 | 不安、不眠、倦怠感。 |
| 医療関係 | やる気が起きない。無気力になっている。 |
| | アルコール依存が進んでしまった。 |
| | 身体面の病気がある。体調不良で通院中、入院中である。 |
| | 広報や申請案内など情報が届かない。 |
| | 移動手段がない。 |
| その他 | 行政の対応に不満 |
| CONB | 10000 1000 1000 |
| | 人間関係のトラブル。お金のことや仮設からの退去など被災者同士の嫉妬。 |
| ツキ揺対免者から「田。 | ゴミ屋敷が近くにある。 |

[※]支援対象者から「困っている」「悩んでいる」「心配している」ということを聞くと相談になります。

[※]相談内容が複数ある場合には、1件としてまとめるのではなく、内容ごとに件数をカウントします。 例えば、居住関係(仮設)で、ペットと交通便の問題があれば、居住関係(仮設)で2となります。

〇〇〇市町生活再建支援金・義援金・見舞金 配分状況

●生活再建支援金

| 罹災証明 | 基礎支援金 (国の支援 | 特別支援金 | 加算支援金(| 合計 | |
|--------|----------------|-----------|----------|-------|-------------|
| 惟火証明 | (国の文抜金) | (県・市の支援金) | 再建方法 金額 | | (国+県・市の支援金) |
| 全壊 | | | 建設・購入 | 200万円 | |
| 解体 | 100万円 | | 補修 | 100万円 | |
| 長期避難 | | | 賃貸(公営除く) | 50万円 | |
| | | | 建設・購入 | 200万円 | |
| 大規模半壊 | 50万円 | | 補修 | 100万円 | |
| | | | 賃貸(公営除く) | 50万円 | |
| 半壊 | | | | | |
| 一部損壊 | | | | | |
| (床上浸水) | | | | | |

※半壊でも、解体すれば基礎支援金の100万円及び加算支援金が対象となる。特別支援金は解体の75万円が対象となる。 ※大規模半壊でも、解体すれば基礎支援金は100万円が対象となる。

※1人暮らしは3/4しかでない。

●義援金

| 被害区分 | | 配分対象 | 愛媛 | 県分 | 宇和島 | 島市分 | 合計額 |
|--------------|------------|------------------|----|----|-----|-----|-----|
| | | 配力划象 | 1次 | 2次 | 1次 | 2次 | ᄓᆒᅄ |
| | 死亡者 | 災害弔慰金 対象者に準ずる | | | | | |
| 人的被害 | 重傷者 | 3月以上治療 | | | | | |
| 八印机 | 里 陽 日 | 1月以上3月未満 治療 | | | | | |
| | 軽傷者 | 14日以上1月未満 治療 | | | | | |
| | 全壊 | 全壊 | | | | | |
| | 大規模半壊 | 大規模半壊 | | | | | |
| | 半壊 | 半壊 | | | | | |
| 住家被害 | +13 | 一部損壊 | | | | | |
| <u></u> 注象极音 | 床上浸水 | (床上浸水) | | | | | |
| | 一部損壊 | 一部損壊 | | | | | |
| | (土砂) | (土砂) | | | | | |
| | 一部損壊 | 一部損壊 ※床下浸水等 | | | | | |

●見舞金

| 被害区分 | 金額 |
|-----------------|----|
| 全壊 | |
| 大規模半壊・半壊 | |
| 一部損壊(床上浸水) | |
| 重傷者(14日以上の入院治療) | |
| 軽傷者(14日以上の通院治療) | |

| 配分例) | | 単位:万円 |
|------|---------|-------|
| | 全壊 | 半壊 |
| 支援金 | 225~375 | 37.5 |
| 義援金 | | |
| 見舞金 | | |
| 合計 | | |

仮設住宅から、 新しい生活場所 への引越し

引越し費用捻出が難しい方

引越のご相談承ります



運送会社で引越し業務を行い、費用は、支援団体が支援いたします

次のような要件をすべて満たす世帯が支援対象となります

- ・応急仮設住宅に入居されている世帯 (建設型・みなし型・公営住宅等)
- 罹災証明の被害区分が、次のような世帯 (半壊・床上浸水・一部損壊)
- 。住民税非課税、またはそれに相当する世帯

運送会社は、地域支え合いセンターで選定いたします



支援可能かどうか、一緒にご相談させていただきます。下記の地域支え合いセンターまでご連絡くださいませ。



お問い合わせ先

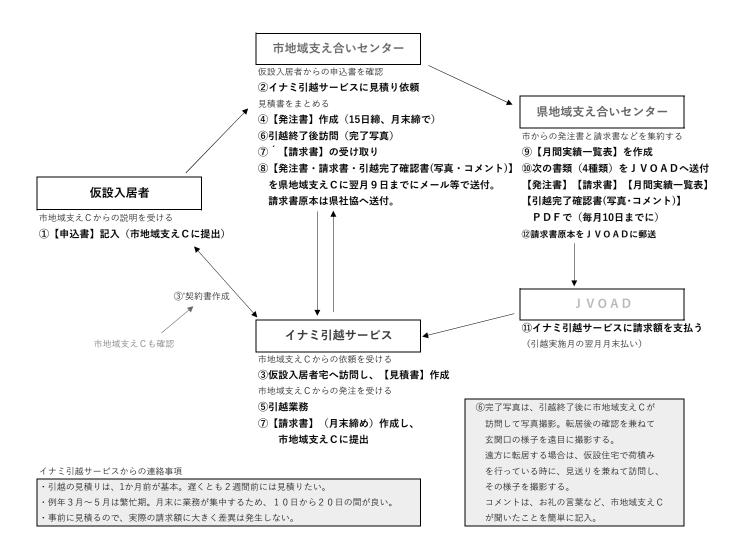
〇〇市町地域支え合いセンター (〇〇市町社会福祉協議会内)

〒 愛媛県

電話:

_

愛媛県 カリタス引越支援に伴う役割分担表



| 1 | 被災者から申込。市支え合いCに申込書提出。 |
|-----|---|
| 2 | 市支え合いCからイナミに見積依頼 |
| 3 | イナミが見積・見積書作成。市支え合いCに見積書送付、被災者に契約書送付。 |
| 4 | 市支え合いCが発注書作成(県社協へ送付時まで保管) |
| (5) | 引越作業 |
| 6 | 市支え合いCが引越終了後訪問し、写真撮影。 |
| 7 | イナミが請求書作成し、市支え合いCに送付 |
| 8 | 市支え合いCが発注書・請求書・引越完了確認書を県支え合いCに送付。 |
| 9 | 県支え合いCが月間実績一覧表を作成 |
| 10 | 県支え合いCが発注書・請求書・引越完了確認書・月間実績一覧表をJVOADに送付 |
| 11) | JVOADがイナミに支払い |
| 12 | 県支え合いCがJVOADに請求書原本を郵送 |

被災者支援制度 各市町の担当部署一覧

| | | | 〇〇市町 | 〇〇〇市町 | 〇〇市町 |
|-------------|--------------------------------|-----------------------|------|-------|------|
| | 災害で被害を受けた | 罹災証明書の申請受付 | | | |
| | 親や子供などが死亡した | 災害弔慰金 | | | |
| | 災害により被害を受けた | 災害見舞金 | | | |
| | 負傷や疾病により障がいを受けた | 災害障がい見舞金 | | | |
| | 子どもの養育などについて | 就学前児童の一時預かり | | | |
| | 支援してほしい | 県立高等学校授業料等減免措置 | | | |
| | | 国税の特別措置 | | | |
| | | 県税の特別措置 | | | |
| | 税金の軽減や支払い猶予などを して欲しい | 市民税の減免 | | | |
| | | 固定資産税の減免 | | | |
| 経 | | 市税の納税猶予 | | | |
| 済 · | | 国民健康保険料の減免、徴収猶予 | | | |
| 生 | | 国民健康保険医療費にかかる一部負担金の減免 | | | |
| 活 | 保険料・一部負担金などの軽減や支払い 猶予をいてほしい | 後期高齢者医療保険料減免、徴収猶予 | | | |
| | | 介護保険料の減免 | | | |
| | | 介護サービス利用者負担の減免 | | | |
| | | 国民年金保険料の減免 | | | |
| | | 国民健康保険保険証の再発行 | | | |
| | 保険証の再発行をしてほしい | 後期高齢者医療保険被保険者証の再発行 | | | |
| | | 介護保険被保険者証の再発行 | | | |
| | 生活に困窮している | 生活保護 | | | |
| | 各種手続きを行うために証明書を発行し てほしい | 各種証明書の発行にかかる費用、手数料を免除 | | | |
| | 契約などの手続きを進めたい | 印紙税の非課税措置 | | | |
| | | 被災者生活再建支援制度 | | | |
| | | 被災者生活再建緊急支援制度(特別支援金) | | | |
| | 住まいを建て替え・取得したい、補修し たい | 応急仮設住宅(建設型)の提供 | | | |
| 住 ま い | | 応急仮設住宅(民間借上げ型)の提供 | | | |
| | | 市営住宅の提供 | | | |
| | rt 42, Ma 1 = Ma 700 + 1 + 1 | 被災住宅の応急修理制度 | | | |
| | 応急的に修理をしたい | 被災家屋などの解体・撤去・処分 | | | |
| | 災害ごみを処理したい | 仮置場への搬入 | | | |

| | | 心身についての健康相談、心の相談 | | |
|----|--|----------------------|--|--|
| | 健康管理について相談したい | こどもの心身ケア | | |
| 各種 | | 心の悩み相談 | | |
| 相談 | 災害ボランティアを派遣してほしい | 災害ボランティアに関する相談 | | |
| 談 | \\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ | 愛媛弁護士会による相談受付 | | |
| | 法的トラブルの解決方法を知りたい | 法的トラブルに関する情報提供 | | |
| | | | | |
| | 被災した空家の除去の除却ができない | 危険空家除去事業 | | |
| | 自宅近くのがけ崩れが気になる | 人家のがけ崩れ防災対策 | | |
| | 土地開発公社の分譲する宅地の取得費用 を補助してほしい | 西予市被災者住宅再建支援分譲地購入補助金 | | |
| 各 | し尿をくみ取りたい | 床下浸水に伴う「し尿汲み取り料金」の補助 | | |
| 市で | 浸水した家屋を消毒したい | 消毒液の配布 | | |
| 行 | 障害者福祉サービスの負担金を少しでも 抑えたい | 障害福祉サービスなどの利用者負担額の減免 | | |
| って | | 障害者自立支援医療等一部負担金の減免 | | |
| い | | 地域生活支援事業利用者負担額の減免 | | |
| るこ | 当面の生活資金や | 災害援護資金 | | |
| ک | 生活再建の資金が必要 | 母子父子寡婦福祉資金貸付制度 | | |
| | | 保育所保育料減免 | | |
| | 子どもの養育などについて 支援してほしい | 幼稚園授業料の減免 | | |
| | | 児童扶養手当の特例措置 | | |

平成30年10月1日開所のお知らせ

平成30年7月豪雨災害で被災された皆様に対し、 心からお見舞い申し上げます。 私たちは、皆様が1日でも早く

" ゝ だん" の " ゝ らし" の " し あわせ" を取り戻せるようにお手伝いをさせていただきます。

主な活動内容

- ★訪問による相談・見守り
- ★情報提供や手続きに関する助言
- ★ボランティアコーディネート・相談など

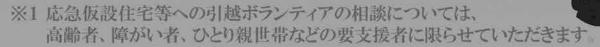


荷物が重くて 運べない ※1

不安で 夜眠れない



お金はどこで 借りれる? ご近所さんと うまくやれるかなぁ



どなたでも、お気軽にご相談ください!

※相談は無料です

お問い合せ: 大洲市社会福祉協議会内

大洲市地域支え合いセンター



7:23-0313

🛚 : chiiki@ozushakyo.jp



No.165 2018年 12月号



超過進出

編集/発行 社会福祉法人 大洲市社会福祉協議会 〒795-0064 大洲市東大洲 270-1

TEL 0893-23-0313 FAX 0893-23-0295 ホームページ http://www.ozushakyo.jp 大洲市社協 検索

大洲市地域支え合いセンター 開所

平成30年10月1日(月)「大洲市地域支え合いセンター」 (大洲市から委託)を開設しました。被災された方々の生活に寄り添う、生活支援対応への活動を中心に取り組んでいきます。 なお、平成30年7月10日(火)から活動してきました、 大洲市災害ボランティアセンターについては、平成30年11 月末をもって閉鎖させて頂きますが、引き続き、被災による泥 出し作業等も地域支え合いセンターで調整を行ってまいります のでご理解・ご協力をお願いします。



10月9日開所式の様子

地域支え合いセンターとは

今回の災害で被災された方の生活課題等のご相談に応じ、「住民同士で助け合いながら復興を進める地域づくり」を住民の皆さんとともに行うなど、被災された方々の生活再建を目指していきます。

支援内容・・・

仮設住宅や被災されたお宅等を訪問しながら、見守り・声掛けをしたり安否確認を行います。

被災者の生活・健康上の困りごと等をお聞きした上で、生活再建の支援に関する情報を提供します。

被災した住民の 方々や周辺住民の 方々との交流が図 れるよう支援しま す。

例)サロン活動や 語り合いの場づく り 「つなぎ役」として、関係機関(行政やNPO団体、 自治組織等)と情報交換・連絡調整 を行います。



私たちが訪問します。 よろしくお願いします。

問い合わせ先

大洲市社会福祉協議会内 大洲市地域支え合いセンター 公23-0313

地域支え合いセンター

八幡浜市社会福祉協議会



平成30年7月の豪雨災害では、多大なる被害を受けられたこと、心よりお見舞い申し上げます。



「地域支え合いセンター」とは…

平成30年7月豪雨の被災によって生じた困りごと・心配ごとなどの相談に応じながら、被災した方々の生活再建を共に目指します。被災された方のご家族やご近所の方からのご相談も承ります。

八幡浜市社会福祉協議会が、八幡浜市より受託し、活動しています。

誰に言って良いか分からんのやけど...

家のこと・生活のことで気になることがある...

心のしんどさが続いている...

経済的な不安がある...

住み慣れた家を離れて、不安がある...

など



私たち訪問支援員・生活支援相談員が、訪問や電話で被災された皆さんのお話を伺いながら、共に考え、落ち着いた生活に向けたお手伝いをさせていただきます。

八幡浜市地域支え合いセンター (八幡浜市社会福祉協議会)

〒796-0010 八幡浜市松柏乙1101番地 八幡浜市保健福祉総合センター2階

☎ 0894-23-2940/FAX 0894-23-0506 [担当:前川・丸山]

0.0念点话题如后是国 一篇法划。

2019年3月発行

~被災された方々の生活再建をめざして~

地域ささえあいセンターでは、このような活動をしています。

被災された方々が安心した日常生活を取り戻され、少しでも早く生活再建ができるよう、 見守りや生活支援、健康づくりや地域交流の促進など、総合的な支援に取り組んでいます。



主な活動

- ◆ 総合相談受付(関係機関へのつなぎ)
- ◆ 見守り・安否確認
- ◆ 個別訪問、電話等による、お困りごとの発見
- ◆ サロン等の交流の場づくり 等

皆様の生活の様子や健康状態などをお聞かせく ださい。

また、何かお困りごとやお悩みごとがございま したら、いつでもご連絡ください。 お伺いさせていただきます。

★災害支援制度のお知らせ★

り災証明の申請受付

り災証明書とは、被害の程度(全壊・大規模半壊など) を証明するもので、様々な支援制度を受けるうえで必 要となります。新規・再調査ともに平成31年3月29日 (金)をもって受付が終了となりますので、お早めに市 役所税務課または各支所総務課まで。

なお、一次判定に不服の場合、不服申し立てをする ことで二次調査を依頼することもできます。

医療保険の窓口負担や介護保険の利用料の免除 期間が2019年6月末までに延長されました。

災害により、住家の全半壊や床上浸水の被害を受け た方や、主たる生計維持者が失職し、現在収入がない 方などは、保険証と免除証明書の両方を医療機関等の 窓口で提示していただくことで、医療費等の免除を受 けることができます。

詳しくは、西予市役所市民課または、ご加入されて いる各保険者にお問い合わせください。

※他にも申請期限が近い制度もありますので、西予市発行の「支援制度「第5版]」をご確認いただくか、 または、西予市地域ささえあいセンターまでご相談ください。

災害支援団体のご紹介



災害支援団体のオープンジャパンさんには、全国から専門 的な技術を持ったボランティアさんも来られ、復旧作業はも とより、地域づくりへのお手伝いもしていただいています。 (写真右)整体ボランティアさんによる足マッサージの様子



地域住民と園児の交流 かつつじ回地2野村民育品か ~楽レ《元気だる』(体操教室》

3月7日、つつじ団地集会所において、「楽 しく元気だぞ!体操教室」がありました。

この日は 4 月から "ピカピカの 1 年生"になる、野村保育所の園児の皆さんも参加し、あたたかい交流の時間を過ごしました。



のもり保育園の園児と一緒 10-45-11:00 銀 ブーチョキ コッ 歌 チャン ダンス 歌 もうすぐ 1 ねんせいり



♪ ほっこりカフェのご紹介♪

東京からの支援団体「パルシック」さんが、 住民の方々が気軽に集える場として、『ほっこ りカフェ』(傾聴カフェ)を開催されています。

宇和町産のお茶をはじめ、東ティモールコーヒーやハーブティー、そして、楽しいお話しで、身も心も**ほっこり**してみませんか?

飲み物は無料ですので、皆さん、お誘い合わせのうえ、是非、お越しください。お待ちしています。

(日時) 毎週金曜日 10時30分~14時30分 (場所) 野村町農産物直売所「百姓百品」



健康コラム vol.2

生活不活発病

心身の疲労や生活サイクルの変化により身体を動かす機会が減り、生活が不活発になると、心身の機能が低下してしまいます。この状態を「生活不活発病」と呼び、特にご高齢の方や持病のある方に起こりやすいと言われています。

いつまでも健康でいるためには、日々の生活 で活発に動くようにしたり、地域の活動に参加

したりすることが大切です。歩きにくくなったら、 杖の使用や手すりの設置を検討してみてください。また、「安静第一」、「無理は禁物」と思わないで、 関係機関などに相談してみましょう。



お問い合わせ

■ 西予市地域ささえあいセンター(西予市社会福祉協議会 本所)

〒797-1212 西予市野村町野村12-15

TEL:0894-72-2306/090-7579-8579

FAX:0894-72-0024

■ 西予市地域ささえあいセンター宇和サテライト(西予市社会福祉協議会 宇和支所) 〒797-0015 西予市宇和町卯之町4-746

TEL:0894-62-3770/090-7579-8593

FAX:0894-69-1363

宇和島市社会福祉協議会

宇和島市 地域支え合い センターだより

第1号 令和元年10月発行

地域支え合いセンターとは・・・

昨年の西日本豪雨災害により被災された方々への支援として、社会福祉協議会が宇和島市より委託を受け『地域支え合いセンター』を平成30年10月1日より開設しています。被災された方々の生活再建を目指して、次の活動を行っています。

情報提供

お困りごと相談

個別訪問

関係機関との連携

交流イベント サロン活動 支え合いセンター職員紹介



こんなお困りごとはありませんか?

- ロ 支援制度が良くわからない・・
- ロ 住まいの再建に不安がある・・
- ロ 夜、よく眠れない・・
- ロ 食欲がなく、やる気が出ない・・
- ロ 経済的に不安・・
- ロ 人と話す機会が減ってしまった・・

どんなささいなことでも 構いません。 お気軽にご相談ください。

◆活動報告◆

支え合いセンターでは、各地域で孤立防止や気軽にお話しができる場として "ふれあいサロン"をNPO団体や地域の方と協力して開催しています。









◆ご紹介◆

吉田町 プレパーク開催中!

宇和島NPO団体イフ主催で、子供たちが元気よく体を動かして遊べるイベントを毎月開催しています♪支え合いセンターでカフェコーナーも設けております。

場所:伊達広場

日時:チラシにて告知

問合せ先

宇和島市NPO団体イフ 090-5141-7422

◆だんだんカフェのお知らせ◆

場所:吉田公民館

日時:毎月第4土曜日

13:00~15:00



お茶を飲みながら、ほっとするひとときを 過ごしませんか。健康相談や簡単な体操、 レクリエーションなども行っています。

被災者支援制度の延長について

ですか?

住宅が半壊または大規模半壊の被害を受けて住宅を全部解体した場合は、解体完了後に基礎支援金の新規申請及び特別支援金の 追加申請(大規模半壊を除く)ができます。

なお、基礎支援金の対象者は、住宅の建設・購入、または補修 等の再建方法により加算支援金の該当となる場合があります。

【期間】

被災者生活再建支援金(基礎支援金):令和2年3月31日 被災者生活再建支援金(加算支援金):令和3年8月4日 被災者生活再建緊急支援金(特別支援金):令和2年3月31日 医療機関などでの医療費の窓口負担の 免除期間が延長されています。

一存知

(国民健康保険・後期高齢者医療保険・ 協会けんぽ等※の加入者)

※ご加入の保険組合等にお問合せ下さい。

令和元年12月31日診療分まで延長

発行 宇和島市地域支え合いセンター

(宇和島市社会福祉協議会吉田支所内)

〒799-3703 宇和島市吉田町東小路甲58-5 TEL:0895-52-3115 FAX:0895-52-3189

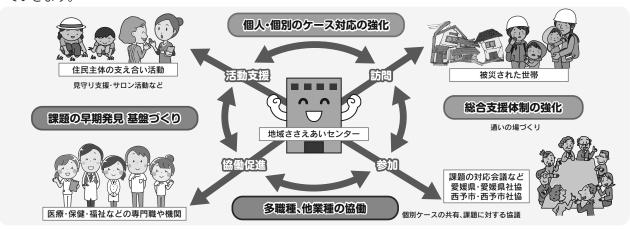
世子市 地域からえない しとうかーたとり・2 西子市社会福祉協議



西予市地域ささえあいセンターの伴走型支援

西予市地域ささえあいセンターでは、これからも行政や関係機関等との情報共有や連携を継続、強化し、被災された方の生活再建の歩みに寄り添っていきます。

また、地域住民の皆様とともに、災害からの復旧、復興に向けた「伴走型」のあたたかい地域づくりに取り組んでいきます。



自然災害で被災した住宅を復旧するための住宅ローン

災害復興住宅融資

平成30年7月豪雨に係る災害復興住宅融資の借入 申込受付期間を次のとおり延長しました。

【延長前】 令和2年7月 【延長後】

令和3年7月31日

■住宅金融支援機構お客さまコールセンター(通話料無料)

(災害専用ダイヤル) 0120-086-353

※ご利用頂けない場合(国際電話等)は次の番号におかけください。 TEL 048-615-0420(通話料金がかかります。)

営業時間:9時00分~17時00分

(祝日、年末年始を除き、土日も営業)

■住宅金融支援機構ホームページ

www.jhf.go.jp/topics/saigai_20180709.html

健康コラム vol.5

春はメンタルの乱れに要注意! ~心身の疲労、ありませんか?~

春は気候や職場、引越など「変化」の多い季節です。 気温高低差に伴う体温調節や新しい環境での心の疲労 など、いきなりの変化に順応することができず、体と 心にストレスを与えてしまい、自律神経も乱れがちに なってしまいます。過剰なストレスは心身の健康に悪 影響を及ぼしかねません。また、気づかぬうちにスト レスが強くなっていることもあるので注意が必要で す

ストレスを上手に発散して、いつも通りの生活を心がけましょう。それでもストレスのコントロールがうまくいかない場合は早めに専門機関に相談し、専門医の受診をおすすめします。

お知らせ

平成 30 年 7 月豪雨災害で被災された方々への生活再建に向けての情報提供等については、令和 2 年度より、西予市社会福祉協議会が発行する「社協だより おあしす」の中で情報提供等いたします。

■ 西予市地域ささえあいセンター(西予市社会福祉協議会 本所) 〒797-1212 西予市野村町野村12-15

TEL:0894-72-2306/090-7579-8579 FAX:0894-72-0024

■ 西予市地域ささえあいセンター宇和サテライト(西予市社会福祉協議会 宇和支所) 〒797-0015 西予市宇和町卯之町4-746

TEL:0894-62-3770/090-7579-8593 FAX:0894-69-1363

応急仮設住宅の供与期間の延長について

平成30年7月豪雨災害により被災された方へ供与している応急仮設住宅について、下記要件に当てはまる、現在の入居期限(※)までに退去できないやむを得ない理由のある入居者については、供与期間の延長が可能となりましたので、お知らせします。(※入居期限は入居者の入居時期によって異なります。)

今後入居者の皆様には、入居期間延長に係る意向調査を実施したうえで、延長の可否についてお知らせします。

●延長期間

令和3年7月5日(月曜日)まで

●延長対象者

下記の要件に当てはまる、現在の入居期限までに退去できないやむを得ない理由のある入居者の方については、延長が可能です。

延長対象要件

| 再 | 建先 | 供与期間内に退去できない理由 | | | |
|-----|-----------|---|--|--|--|
| 自 | 宅 | 工期の関係等(契約した建設業者から示された工期等)から、仮設住宅の供与期間内に自宅を再建で きない | | | |
| E | | 公共事業等(土地区画整理事業、地盤改良事業、農地転用等その他法律に基づく諸手続き等)に日数 を要し、仮設住宅の供与期間内に自宅を再建できない | | | |
| | | 健康悪化等により1階の物件またはエレベーター付きの物件を探しているが見つからないため、仮 設住宅の供与期間内に退去できない | | | |
| | 賃貸住宅 | 高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯等で、公営住宅に入居可能な収入基準に該当し、現在の物件より家賃の安い物件を探しているが見つからないため、仮設住宅の供与期間に退去できない | | | |
| 区间。 | 貝貝圧七 | 高齢者等でかつ保証人となる者がいない場合で、保証人を必要としない物件を探しているが見つからないため、仮設住宅の供与期間内に退去できない | | | |
| | | 現在は被災時の市町から他の市町に転居している場合で、被災時に居住していた市町の物件を探しているが見つからないため、仮設住宅の供与期間内に退去できない | | | |
| 公営 | 学住宅 | 災害公営住宅に入居したいが、災害公営住宅の工期の関係等から、仮設住宅の供与期間内に退去で きない | | | |
| | a 11 - 15 | 既存の公営住宅に入居したいが、公営住宅の補修等の工期の関係等から、仮設住宅の供与期間内に 退去できない | | | |

●供与期間の延長に係るスケジュール

応急仮設住宅の入居者の方に対しては、今後、下記のスケジュールで県又は市から文書をお送りさせていただきます

別途すべての入居者の方へ、現在の供与期間満了の5~6か月前に、市より延長に係る意向調査を行いますので、よろしくお願いします。

供与期間の延長に係るスケジュール

| | 発信時期 | 発 信 者 | 内容 | | |
|---|----------------------|------------|---|--|--|
| 1 | 令和元年 1 12月25日 愛媛県 | | 応急仮設住宅の供与期間についての通知を送付 (全ての入居者の方へお送りします。) | | |
| 2 | 供与期間満了の 1年~6か月前 | 愛媛県 | 賃貸借契約期間満了に伴う通知を送付 (民間賃貸住宅借上げ制度(みなし仮設住宅)を利用されている方に対してのみ お送りします。) | | |
| 3 | 供与期間満了の 5~6か月前 市 | | 延長に係る意向調査(供与期間の満了に係る届出書)の送付 (全ての入居者の方へお送りします。市に対してご回答ください。) | | |
| 4 | 供与期間満了の 2~4か月前 | 愛媛県 又は市 | 延長可否の通知 (全ての入居者の方へお送りします。) | | |

●供与期間延長に係る問い合わせ・意向調査提出先

被災時にお住まいの市窓口までお問い合わせください。

供与期間延長に係る担当窓口等一覧

| 担当課 | 電話番号 |
|---------------|--------------|
| 西予市福祉事務所 福祉課 | 0894-62-6428 |
| 西予市野村支所 復興支援室 | 0894-72-0843 |

宇和島市社会福祉協議会

宇和島市地域支え合いセンターだより

第4号 ^{令和3年6月発行}

発行/宇和島市地域支え合いセンター



~地域のつながりづくりに~ 出張ふれあいサロン 開催中!



立間・奥白井谷 お出かけサロン

4月初旬、いつもとちょっと気分を変えて三間町へお出かけしました♪春の暖かい日差しを満喫しながら、チューリップ街道を散策したり、道の駅でお買い物をしたりと大満足!「天気も良くて最高やった」「また行けるように、元気でおらないけんな〜」と笑顔あふれる楽しい一日となりました。

豪雨災害からもうすぐ3年─。地域の絆を深めな がら、笑顔を取り戻しています。









🎤 だんだんミニサロン

毎月第3水曜の13:30~15:00 に吉田公民館で開催しています(申込不要・参加無料)。被災に関するお悩み相談のほか、ほどよく身体を動かせるタオル体操やスカットボールが大人気!最近は、干支の押絵づくりや折り紙など、手先を使うことにも挑戦しています。どなたでも参加できますので、ぜひお気軽にご参加ください♪





"近くで集まる機会があったらいいなぁ" "自分の地区でもやってほしい"

今後も随時「出張ふれあいサロン」 を開催していきますので、 ご要望がありましたら、 お気軽にご連絡ください。





~「食」を通したつながいづくい~ うわじまグランマ主催『味噌づくり体験』

ぽかぽか陽気の3月某日。今もなお応急仮設住宅にお住いの方や新たな地域に転居された方、またそのご近所さんを対象に"味噌づくり体験"が行われました。この催しは、食を通した楽しい機会を提供しようと、特定非営利活動法人 U.grandma Japan(通称:うわじまグランマ)さんが企画したもの。津島あぐり工房「あすも」さんご指導のもと、みんなでテーブルを囲み、大豆・お米・麦を発酵させたものに塩と麹菌をもみもみしながら混ぜました。辺りに広がる独特な香りに、参加した子どもたちは大苦戦でしたが、大人たちからは「昔、母がしていたのを思い出すわ~」「今度は仕込みの段階からやってみたい」などと大好評でした。

各々が持ち帰った味噌の完成は約3ヶ月後。 「味噌の出来具合はどう?」とご近所で話題にしなが ら、ますます交流が深まることが期待できそうです♪

特定非営利活動法人 U.grandma Japan とは

平成30年7月豪雨発災当初より、支援物資等の募集をはじめ、炊き出しや親子の癒しイベント等に取り組んでこられたNPO団体。現在は復興支援に加え、こども食堂の開催やひとり親家庭への支援など多方面で活躍中です。』





お急ぎください! 「災害復興住宅融資」申込受付期限迫る

住宅金融支援機構が行う、平成30年7月豪雨にかかわる「災害復興住宅融資」の借入申込受付期限は令和3年7月31日(土)までです。融資のご利用を検討中の方はお急ぎください。

【対 象】平成30年7月豪雨により、住宅が全壊、大規模半壊 または半壊し、罹災証明書の交付を受けた方

【申込先】住宅金融支援機構 お客様コールセンター 災害専用ダイヤル ☎0120-086-353 (祝日、年末年始を除く午前9時~午後5時)

※融資の詳細は、住宅金融支援機構ホームページ https://www.jhf.go.jp をご覧ください。



お問合せ先

宇和島市地域支え合いセンター (宇和島市社会福祉協議会 吉田支所内)

〒799-3703 宇和島市吉田町東小路甲 58-5

TEL: 0895-52-3115 《開所時間 午前8:30~午後5:00》

八幡浜市地域支え合いセンターより お知らせ

平成30年7月豪雨災害の後、八幡浜市社会福祉協議会が市より委託を受け、「八幡浜市地域支え合いセンター」として訪問活動などを行ってきました。

被災して感じた様々なお気持ちや生活の様子を伺いながら活動を続けてまいりましたが、令和3年3月をもちましてセンターは閉所となります。

どこまで皆様のお力添えができたか分かりませんが、引き続き地域の福祉や防災について考えてまいりたいと存じます。 今後お困りごとなどございましたら、下記相談窓口へご相談 ください。

> 八幡浜市社会福祉協議会 (八幡浜市地域支え合いセンター)

お困りごと相談窓口

八幡浜市保健福祉総合センター

高齢者に関する総合相談

八幡浜市地域包括支援センター

30894-24-3918

心の病気・精神保健相談

八幡浜市保健センター成人保健係 ☎0894-24-6626

八幡浜市役所

災害や防災の取り組みに関すること

八幡浜市総務課(危機管理・原子力対策室)

☎0894-22-3111 (代表)

八幡浜市社会福祉協議会

生活の困りごと、お金の不安、災害時のボランティア支援 など

地域福祉課

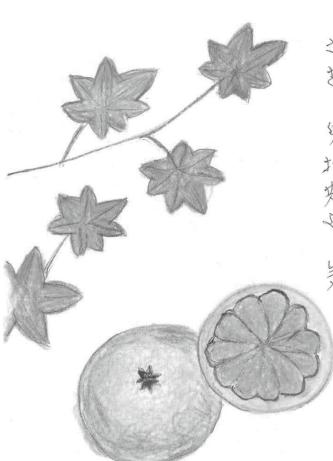
3 0 8 9 4 - 2 3 - 2 9 4 0

生活支援相談員。訪問支援員よりご挨拶

皆様こんにちは。

豪雨災害から2年が過ぎました。当時は大変な思いをされ たことでしょう。私たち生活支援相談員・訪問支援員が、被 災によって生じた不安や困りごと、心配ごとなどを伺いなが ら、共に考え、生活再建に向けたお手伝いをさせていただき ました。前向きに取り組まれている姿と共に、日常の生活を 取り戻されつつあることを、嬉しく思っております。

ご協力ありがとうございました。



災害後、皆樣が的前向きに主活 され、ご近所と助け合っておられる姿 き折りにかれ拝見し感心しております。 最近の異常気象によりいつどのような 災害が発生するか不安は尽きさせんが 地域の力を信じあい、高めながら皆様と 英に、これからの災害に前向きに取り組める よう努めたいと思います。

どこかであるいする機会がありましたら

気軽にお声掛け下さい。

上脑和代 藤岡美恵子二宫園枝 大久保信子

方もいました。 や異変の察知で、 せんでしたが、

幡浜市社協では、

7月

10

日より

約43%が罹災証明の申請を行いまし

八幡浜市では人的被害はありま

早期の呼びかけ合い 九死に一生を得た

帯が被災

(愛媛県報告より)。

その内

壊~床下浸水まで含めて、

被害について振り返りました。

全

八幡浜市の被害を振り返る

最初に、

2年8か月前の八幡浜市

テ

イアの調整等を行い、

平成30年8

ランティアセンターとしてボラン

閉 幡浜市地域支え合いセンタ 所 に伴う交流会・閉所式を行

た

センターは終わっても、 応援していきたいと思う」

気にかけ、 「支え合い いこうとする姿を見て、

これ

からも

支え続けたい」「これまでの活動で学

んだことや被災者の想いを、

今後の

月 30 日 会及び閉所式を開催しました。 が閉所することに伴い、 た、『八幡浜市地域支え合いセンター』 平 ・成30年7月豪雨後に活動してき 火、 みなと交流館にて交流 令和3年3

に佐々木生活支援相談員、 社協の赤石生活支援相談員、 参加いただきました。 市内の関係者の他、 興一郎准教授、 地域福祉企画部の斉藤部長並び 福祉新聞記者にリモー 中央法規出版編 岩手県滝沢市 淑徳大学 岩手県 トでご

機会を持ってきました。 談 わしました。 え合いセンター 月 別訪問 員2名、 20 日 八幡浜市と八幡浜 それから、 市 地域支

支え合いセンターの業務に携わって

きました。 たっての感想などを語っていただ 仕事の大切さ、 動を通して感じたことや、 生活支援相談員・訪問支援員より、 活動を終了するに 支援員

あ 0 活

消えないと思うが、 「つらい体験をされた当時の記憶は 前向きに生きて

や地域の方と防災を考える 訪問支援員6名と共に、 事業の委託契約を交 生活支援相

寄り添い

続ける意思を確認し合いま

地

域福祉活動に活かしていきたい

閉所後も同じ地域住民として



リモートで岩手や東京の方々と意見交換

所されます 活支援相談員から学ぶ 滝沢市は、



内陸避難者に寄り添い続けた赤石生

移住をしてきた方々に対して、 東日本大震災により被災し、 同じく、 活動を続けてこられました。 します。生活支援相談員の赤石氏は、 令和2年度末をもつて、 岩手県の内陸部に位 当市と 避難 支援 閉

> 歳を重 教授からは、「災害時、突然今まであっ も濃い意見交換の機会となりました。 共感したり、 い続けてきた赤石 れました。 方と丁寧に収束に向けた支援を行わ 了が決まっていたため、 ました。 相談に乗り、 変化により現れた課題に、 閉所式まで参加いただいた山下准 震災から10 ねてきたことや住まい また、2年前から事業の終 長い年月被災者に寄り添 親身になって対応され 学びを得たりと、 年が経過し、 氏の活動や想いに 被災された 最期まで 被災者も 0 短く 環境

いう、 るような取り組みを期待したい きた活動を今後の地域福祉活動 たものが無くなった方を訪問すると ルをいただきました。 災害があったからこそ行って 八幡浜モデルとして発信でき に活

淑徳大学 山下准教授と共に撮影

大洲市地域支え合いセンターの活動報告 ~大洲市社会福祉協議会~

平成30年7月豪雨災害で被災された方々を総合的に支援するため に開所された大洲市地域支え合いセンターは、その役割をほぼ終了し たことから、令和4年3月31日をもって閉所となります。



平成30年10月に開所



センター長1名 副センター 長3名 コーディネーター 1名 生活支援相談員3名 補助職員1名

連携会議と個別支援会議を開 催し関係機関と情報や課題を 共有しながら、被災者の相談、 支援などを実施しました。



たくさんの方に支えられ活動 をしてきました。(芸能人の方も 大勢来訪)





【支え合いセンターの活動実績】(12月末現在) 2 500世帯

| 又及对多 | | 2,509世帝 | | | |
|------|-----|---------|---|------------|-----|
| | 訪問 | 15,181 | | サロン活動 | 90 |
| 支 | 電話 | 5,344 | 交 | 仮設住宅等と地域 | |
| 支援件数 | 来所 | 281 | 流 | の交流 | 96 |
| 数 | その他 | 1,849 | 進 | その他(イベント等) | |
| | 計 | 22,655 | | āt | 186 |



地域支え合いセンターは閉所となりますが、引き続きお困りごとなどございましたら、社会福祉 協議会までお問い合わせください。 大洲市社会福祉協議会 ☎ 23-0313

聞こえのこと何でも相談会のお知らせ

~補聴器相談会開催~

無料

●聴力検査や補聴器の体験ができます

- 「テレビの音が大きいよ」と言われませんか?
- 話し声が聞き取りにくいと感じませんか?
- 広い会場で会話や音声が判りにくくなっていま せんか?

●補聴器認定技師がお待ちしています

- ・お手持ちの補聴器をご持参頂いた方、点検・調 整などいたします。
- 商品販売はいたしません。

日時:令和4年3月13日(日)

午前10時~午後3時

場所:大洲市総合福祉センター

2階 福祉団体室

※お待たせする場合がございますので、お時間の

都合がある方は事前にご予約ください。

※要約筆記者が通訳します。

主催:要約筆記サークル「オリーブ大洲」

協賛:NPO法人愛媛難聴者協会 後援:大洲市社会福祉協議会

愛媛県障害者社会推進センター

【問い合わせ・連絡先】

●要約筆記サークル オリーブ大洲 (中居敏子) 25 (F) 第) 234126

●大洲市社会福祉協議会 ☎ ②0313

コロナの感染状況により中止になることもありま **す**が、ご予約頂いた方にはご連絡します。

| 今和5年度| スケールメリットを活かした割安な保険料で **奈実補償をご温供します//**

ホームページでも内容を紹介しています https://www.fukushihoken.co.jp



社会福祉施設総合損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

施設業務の補償(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、サイバー保険、 動産総合保険、費用・利益保険)

● 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間1年

| | ▶保険金額 | | | | | |
|------------|--------------------------|-----------|---|--|--|--|
| | | 基本補償(A型) | 見舞費用付補償(B型) | | | |
| | 身体賠償 (1名・1事故) | 2億円・10億円 | 2億円・10億円 | | | |
| 賠偿 | 財物賠償 (1事故) | 2,000万円 | 2,000万円 | | | |
| 賠償事故 | 受託・管理財物賠償 (期間中) | 200万円 | 200万円 | | | |
| 故 | うち現金支払限度額 (期間中) | 20万円 | 20万円 | | | |
| 対応 | 人格権侵害 (期間中) | 1,000万円 | 1,000万円 | | | |
| hC | 身体・財物の損壊を伴わない経済的損失 (期間中) | 1,000万円 | 1,000万円 | | | |
| | 徘徊時賠償 (期間中) | 2,000万円 | 2,000万円 | | | |
| お見 | 事故対応特別費用 (期間中) | 500万円 | 500万円 | | | |
| 舞い | 被害者対応費用 (1名につき) | 1事故10万円限度 | 1事故10万円限度 | | | |
| お見舞い等の各種費用 | 傷害見舞費用 | | 死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円 | | | |

- ●オプション1 ●訪問・相談等サービス補償
- ●オプション2 ●施設の医療事故補償
 - 医務室の医療事故補償
 - 看護職の賠償責任補償
- ●オプション3 ●施設の借用不動産賠償事故補償
- ●オプション4 ●クレーム対応サポート補償
- ●オプション5 ●施設の感染症対応費用補償

休業補償から各種対応費用までワイドな安心

- ●休業や縮小営業による収益減少はもちろん、収益 減少を防止・軽減するための人件費なども補償
- ❷消毒・清掃費用や自主的なPCR検査費用など、 かかった費用を幅広く補償
- ❸感染症対応特別費用で定額20万円を早期に受取り

- ② 個人情報漏えい対応補償
- 施設の什器・備品損害補償

施設利用者の補償 (普通傷害保険)

- 入所型施設利用者の傷害事故補償
- ② 通所型施設利用者の傷害事故補償
- 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償



職員等の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険、雇用慣行賠償責任保険)

- 職員の労災上乗せ補償 使用者賠償責任補償
- 3 役員・職員の感染症罹患事故補償
- 4 雇用慣行賠償補償
- ② 役員・職員の傷害事故補償



法人役員等の補償 (役員賠償責任保険)

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は「しせつの損害補償」 手引またはホームページをご参照ください。 ●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課 TEL: 03(3349)5137

受付時間:平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03(3581)4667

受付時間:平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

(SJ22-12033 から抜粋)

令和5年度

https://www.fukushihoken.co.jp

ふくしの保険







保険金額・年間保険料(1名あたり) 団体割引20%適用済/過去の損害率による割増適用

| プラン保険金の種類 | | | 基本プラン | 天災・地震補償 プラン | 特定感染症 重点プラン |
|----------------------------------|---------------|--------|------------------|-------------------------|----------------|
| | 死亡保険金 | | 1,040万円 | | |
| | 後遺障害保険金 | | | 1,040万円(阻 | (度額) |
| | 入院保険金日額 | | | 6,500円 | |
| ケガの 補償 | 手術保険金 | 入院中の手術 | 65,000円 | | |
| 補償 | | 外来の手術 | 32,500円 | | |
| | 通院保険金日額 | | 4,000円 | | |
| | 特定感染症 | | 補償開始日から10日 | 以内は補償対象外 ^(*) | 初日から補償 |
| | 地震・噴火・津波による死傷 | | × | 0 | 0 |
| 賠償責任 の補償 賠償責任保険金 (対人・対物共通) | | | 5億円 (限度額) | | |
| 年間保険料 | | | 350円 | 500円 | 550円 |

商品パンフレットは **]チラ**から



ふくしの保険 ホームページ

*3月末までに契約手続きが完了し、前年度から継続して契約される場合は初日から補償します。

〈重 要〉

- ◆ 基本プランでは地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。
- ◆特定感染症重点プランでは中途加入の場合でも補償開始日より特定感染症が補償対象となります。◆年度途中でご加入される場合も上記の保険料となります。
- ◆ 中途脱退による保険料の返金はありません。
- ◆ 中途でボランティアの入替や、ご加入プランの変更はできません。◆ ご加入は、お1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。

(傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、

▶ このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ポランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課 TEL:03(3349)5137

> 受付時間:平日の9:00~17:00 (土日・祝日、年末年始を除きます。) この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F TEL:03(3581)4667

受付時間:平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

〈SJ22-12223 より抜粋して作成〉



MEMO

| |
|------|
| |
| |
| |
| |

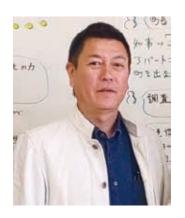
愛媛版「市町地域支え合いセンター運営ガイドライン」作成検討メンバー

【社会福祉協議会職員】

| 社会福祉協議会名 | 所属・職名 | 氏 名 |
|-------------|--------------|-------|
| 宇和島市社会福祉協議会 | 吉田支所 管理者 | 佐藤 猛 |
| 八幡浜市社会福祉協議会 | 地域福祉課 係長 | 丸山真利奈 |
| 大洲市社会福祉協議会 | 地域支援課 地域福祉係長 | 石間 礼恵 |
| 西予市社会福祉協議会 | 城川支所長補佐 | 船戸 文美 |
| 愛媛県社会福祉協議会 | 地域福祉課 業務専門員 | 高田 敬士 |

【監修者・アドバイザー】

| 組織名 | 職名 | 氏 名 |
|---------------|------|-------|
| 一般社団法人FEEL Do | 代表理事 | 桒原 英文 |





【本誌作成にあたって参考にした資料】

- ・愛媛県地域支え合いセンター担い手養成研修資料(コミュニティ・エンパワメント・FEELDo)
- ・生活支援相談員活動マニュアル(岩手県社会福祉協議会)
- ・防災における行政のNPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック(内閣府)
- ・生活支援相談員訪問支援のてびき(広島県地域支え合いセンター)
- ・生活支援相談員の手引き(全国社会福祉協議会)
- ・被災者支援カード(永野海弁護士)
- ・公費解体に関する運用のポイント (JVOAD)
- ・被災者生活再建ノート(愛媛弁護士会)

愛媛版「市町地域支え合いセンター運営ガイドライン」

令和5年(2023年)2月 愛媛版「市町地域支え合いセンター運営ガイドライン」発行

【編集・発行】

社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会 地域福祉課

〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号 愛媛県総合社会福祉会館 TEL089-921-8912 FAX089-993-7738 Eメール chiiki@ehime-shakyo.or.jp

